

宮田村議会議会評価報告書

評価対象年度：2018 年度(平成 30 年度)



意見の聴取の様子(2019 年 9 月 11 日)

2019 年 9 月 19 日

 宮田村議会

宮田村議会議会評価表

評価対象年度	評価実施年月日	評価記入者名
2018年度(平成30年度)	2019年9月4日、5日、11日	天野早人議長 城倉栄治副議長

評価	4	良好に実施されている	平均値	3.3
	3	改善の余地あり		
	2	改善を要する	前年度平均値	初実施年度のため数値なし
	1	抜本的見直しを要する	差	初実施年度のため数値なし

※小数点以下四捨五入

宮田村むらづくり基本条例				主な関係法令	評価		理由・意見・提案
第3章 議会	(議会の役割及び責務)	第8条	議会は、選挙によって選ばれた議員で構成される意思決定機関として、行政運営が適正に行われているかを監視し、及び評価するとともに、積極的な政策立案と政策提言を通じて、むらづくりの充実に努めなければならない。	(1) 宮田村議会特別評価要綱(2016年4月1日施行)	2	改善を要する	「議会研修」、「土地改良補助事業(農地耕作条件改善事業)」、「観光振興事業(スポーツ・文化合宿誘致)」、「婚活サポート事業(マッチングサポート)」、「なごみ家管理事務」の5事業を評価し、行政事業の評価結果を村長に送付した他、議会だよりとホームページで公開した。機能強化特別委員会での調査研究を進め、よりよい評価方法となるよう改善を図るべきである。
				(2) 宮田村議会環境問題特別委員会要綱(2016年4月25日施行、以後改正)	3	改善の余地あり	2018年3月18日に、村議会専門研修として、大久保区内で計画されている放射性物質を含む廃棄物最終処分場問題に関する講演会「宮田村の自然と環境を考える勉強会」を特別委員会の企画として実施した。特別委員会は現任議員の任期とともに終了するため、残りの期間の計画について早急に検討すべきである。
第3章 議会	(議会の役割及び責務)	第8条	2 議会は、議案の審議に当たっては、議員間の討議を通じて、議論を尽くした合意形成に努めるとともに、審議等の情報を積極的に公開及び発信し、村民への説明責任を	(1) 宮田村議会議決結果表要綱(2016年4月1日施行)	3	改善の余地あり	定例会及び臨時会での議決結果を議員別に一覧表にし、随時インターネットで公開した他、年度内に4回発行した議会だよりに掲載した。議案名だけでは内容がわからないため、議案ごとに補足説明を追記すべきである。

宮田村むらづくり基本条例				主な関係法令	評価		理由・意見・提案
			果たすよう努めなければならない。	(2) 宮田村議会広報広聴条例(2016年3月14日施行)、宮田村議会広報広聴会議要綱(2016年4月1日施行、以後改正)	2	改善を要する	議会だよりを年4回発行した。議会と語ろう会の参加者に、議会と語ろう会及び議会だよりに関するアンケートを実施した。これまでのアンケートの結果を分析し、改善点を反映させるとともに、直近の議会だよりやホームページなどで公表すべきである。
第3章 議会	(議会の役割及び責務)	第8条	3 議会は、この条例を遵守し、村民に信頼されるために、公正性、透明性及び信頼性を高めるとともに、村民に開かれた議会運営に努めなければならない。	(1) 宮田村議会会議規則(1988年3月15日施行、以後改正)	2	改善を要する	請願及び陳情の審査結果の区分について、会議規則と要綱で相違があるため、改善策を検討すべきである。また、機能強化特別委員会での調査研究に基づき、議員の成り手不足問題に対応する方策を検討すべきである。
				(2) 宮田村議会議員定数条例(2003年1月1日施行、以後改正)、宮田村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(1962年2月26日施行、以後改正)	2	改善を要する	2019年3月に全国町村議長の「町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会」が取りまとめた「町村議会議員の議員報酬等のあり方最終報告」を研究する必要がある。また、2017年度に実施したような議会活動及び議員活動に関する記録調査を再開すべきである。
				(3) 宮田村議会委員会条例(1956年11月12日施行条例第1号、以後改正)	3	改善の余地あり	子育て及び福祉の施策の一体的な調査と審査を行うため、総務厚生委員会と産業文教委員会の所管区分を見直すべきである。たとえば、総務課、みらい創造課、建設課、産業振興推進室を中心とした総務産業系の委員会と、福祉課、住民課、教育委員会を中心とした福祉子育て系の委員会に再編することが考えられる。
				(4) 宮田村議会定例会条例(1956年10月1日適用、以後改正)	4	良好に実施されている	良好に実施されており、継続して対応すべきである。

宮田村むらづくり基本条例				主な関係法令	評価		理由・意見・提案
				(5) 宮田村議会傍聴規則(1956年12月18日施行、以後改正)	3	改善の余地あり	良好に実施されているが、他町村と比較して傍聴者数が少ないことについて、機能強化特別委員会において調査研究すべきである。
				(6) 宮田村議会資料公開要綱(2016年4月1日施行)	4	良好に実施されている	良好に実施されており、継続して対応すべきである。
				(7) 宮田村議会議長副議長選挙所信表明要綱(2016年4月1日施行)	4	良好に実施されている	2018年4月3日と2019年2月26日の正副議長選挙において所信表明を実施した。良好に実施されており、継続して対応すべきである。
				(8) 宮田村議会選任委員等要綱(2016年4月1日施行)	4	良好に実施されている	2018年4月3日に正副議長選挙及び構成替え、2019年2月26日の正副議長選挙にともない、委員等の選任を実施した。良好に実施されており、継続して対応すべきである。
				(9) 宮田村議会専決処分条例(2016年4月1日施行)	4	良好に実施されている	2018年度の専決処分は4件で、条例の範囲内で処分されたことを確認した。
				(10) 宮田村議会に提出する議案等の順序を定める規程(2012年3月13日、以後改正)	4	良好に実施されている	良好に実施されており、継続して対応すべきである。
第3章 議会	務（議員の役割及び責	第9条	議員は、村民の代表として、村民の意見の把握に努めるとともに、自らの活動を村民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。				
第3章 議会	責（議員の役割及び	第9条	2 議員は、村民の代表として、政治倫理を自覚し、村民からの信頼確保に努めなければならない。				

宮田村むらづくり基本条例				主な関係法令		評価	理由・意見・提案
第3章 議会	責（議員の役割及び	第9条	3 議員は、誠実に職務を遂行するとともに、自らの資質の向上を図るよう努めなければならない。	(1) 宮田村議会一般質問要綱(2016年4月1日施行)	3	改善の余地あり	延べ35人(議長をのぞき1人当たり3.2回)が一般質問を行った。一般質問の質を向上させるため、専門的知見を有する者を招く研修会の実施を検討すべきである。
第3章 議会	(議会への村民参加)	第10条	議会は、村民の多様な意見を把握するため、村民が参加する機会の拡充に努めなければならない。	(1) 宮田村議会広報広聴条例(2016年4月1日施行)、宮田村議会広報広聴会議要綱(2016年4月1日施行、以後改正)	3	改善の余地あり	「区長会」、「みやだママサポートの会」、「宮田村サービス事業所連絡会」、「村役場係長」、の5者と、議会と語ろう会を実施した。また、宮田村文化祭にあわせて、村民誰もが自由に入出りできる議会と語ろう会を実施した。全体で87人の村民の参加があった。議会と語ろう会及び議会だよりに関するアンケートを実施した。これまでのアンケートの結果を分析し、改善点を反映させるとともに、直近の議会だよりやホームページなどで公表すべきである。
				(2) 宮田村議会公聴会参考人要綱(2016年4月1日施行)	4	良好に実施されている	2018年度は公聴人及び参考人を必要とする事例がなかった。
				(3) 宮田村議会請願陳情等要綱(2016年4月1日施行)	2	改善を要する	請願3件、陳情11件であった。請願及び陳情の審査結果の区分について、会議規則と要綱で相違があるため、改善策を検討する必要がある。
第3章 議会	(議会の機能強化)	第11条	議会は、第8条の役割及び責務を果たすため、議会の機能の強化に努めなければならない。	(1) 宮田村議会機能強化特別委員会要綱(2018年6月5日施行)	4	良好に実施されている	「議会の法令に関する調査」、「議会の役割及び責務に関する調査」、「議会の専門研修に関する調査」を目的とした特別委員会を設置し、議会の機能強化に向けた方策についての検討を行った。これまでの協議結果を2019年度の議会活動に反映するとともに、必要な法令整備等を実施すべきである。
				(2) 宮田村議会図書室要綱(2018年4月1日施行)	4	良好に実施されている	良好に実施されており、継続して対応すべきである。

宮田村むらづくり基本条例				主な関係法令	評価		理由・意見・提案
				(3) 宮田村議会 研修要綱(2016 年4月1日施行、 以後改正)	4	良好に実施 されている	所管研修は2018年8月に議会 運営委員会が埼玉県流山市議 会と所沢市議会、2018年10月に 産業文教委員会が福井県若狭 町と池田町、2018年11月に総務 厚生委員会が富山県南砺市と 岐阜県関市、で実施した。大久 保区内で計画されている放射性 物質を含む廃棄物最終処分場 問題に関する講演会「宮田村の 自然と環境を考える勉強会」を 一般公開して実施した。各研修 の内容を議会だよりに掲載し た。所管研修については、研修 報告書をホームページで公開し た。2019年3月に要綱改正を行 い、希望する議員を対象として、 地方公共団体及び議会に関す る調査研究を補完するための会 議、研修への参加ができる補完 研修の制度を新設した。
				(4) 宮田村議会 事務局設置条 例(1966年3月16 日施行)、宮田 村議会事務局 処務規程(1975 年3月15日施 行、以後改正)	4	良好に実施 されている	良好に実施されており、継続し て対応すべきである。
第 8 章 危 機 管 理	(危 機 管 理)	第 3 6 条	村民、議会及び 行政は、安心及 び安全な暮らし を守るため、自 助、共助及び公 助を高めるよう な取組の推進に 努めなければならない。				
第 8 章 危 機 管 理	(危 機 管 理)	第 3 6 条	3 議会は、災害 等から村民の安 心及び安全な暮 らしを守るため、危機管理体制の整備に努め るとともに、緊急 時には行政と協 力しなければならない。	(1) 宮田村議会 危機管理条例 (2016年4月1日 施行)、宮田村 議会危機管理 連絡会要綱 (2016年4月1日 施行)	4	良好に実施 されている	2018年9月2日の村総合防災訓 練にあわせて、危機管理連絡 会の設置訓練を実施した。

宮田村むらづくり基本条例				主な関係法令	評価	理由・意見・提案
第9章 住民参加	(住民参加の推進)	第37条	議会及び行政は、村民の多様な意見及び提言等がむらづくりに反映される仕組みを整備し、住民参加を推進しなければならない。		3 改善の余地あり	2018年8月17日に、住民、行政議会で「宮田村むらづくり基本条例検証委員会」を立ち上げ、住民参加の推進に関する議論を開始した。議会としては、議会活動に村民の意見を反映するモニター制度や書面で村民の意見を募る仕組みについて検討すべきである。

宮田村議会議会評価要綱第3条第2項に基づく意見の聴取の記録

聴取日	対象者
2019年9月11日	加藤恭一議会運営委員長兼広報広聴会議座長、宮井訓総務厚生委員長、久保田秀男産業文教委員長、川手三平環境問題特別委員長
2019年9月19日	全員協議会